

EYS メンバー規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、2nd Community 株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する教育、アート、プログラミング、技芸その他の教室（以下「本件教室」といいます。）にメンバーとして登録し、レッスンを受講いただくうえでの条件を定めるものであり、本規約の規定に従い本件教室に入会したすべてのメンバーに適用されるものとします。

第1条（定義） 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

(1) 「申込者」

本件教室に入会し、レッスンの受講を行うことを希望する個人をいいます。

(2) 「メンバー」

本規約に同意のうえで、当社所定の手続を履践のうえ、本件教室に入会した者をいいます。

(3) 「インストラクター」

レッスンにおいて楽器、作曲、ボーカルその他の技芸を教授する担当者をいいます。

(4) 「レッスン」

本件教室において提供される楽器、作曲、ボーカルその他の教室にかかる受講枠をいいます。

(5) 「スタジオ」

本件教室のレッスンが開催される会場をいいます。

(6) 「クラス」

原則として同一のインストラクターにより同一のスタジオにおいて定期的に実施される、特定のカリキュラムに従った連続したレッスンをいいます。ただし、クラス担当のインストラクターが途中で変更される場合があります。

(7) 「コース」

特定の楽器、ボーカルその他の種別、参加対象となるメンバーの属性、開催日程、スタジオ等によって区別される複数のクラスのまとまりを総称したものをいいます。

(8) 「受講契約」

本規約に定める手続により当社と申込者との間で締結される、本件教室の入会及びレッスンの受講に関する契約をいいます。

(9) 「レッスンプラン」

本件教室の利用にかかるレッスンの受講形態及び料金体系のプランをいいます。

(10) 「メンバーサイト」

本件教室の利用のために当社が運営する WEB サイトの総称をいいます。なお、当該 WEB サイトの URL が本サービスの利用後に変更された場合につき、変更後の URL にかかる WEB サイトをいうものとします。

(11) 「アカウント」

メンバーがメンバーサイトにおけるメンバー向け機能を利用するための資格又は権利をいいます。

(12) 「知的財産権」

著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）及びアイデア、ノウハウ等をいいます。

第 2 条（本規約への同意）

メンバーは、本規約に同意のうえ、本規約に従って本件教室のレッスンを受講するものとします。なお、本件教室によるレッスンの提供に関して当社とメンバーとの間で別途合意した契約及び当社が配布、配信若しくは掲示する細則、ガイドライン、その他の文書等（以下総称して「個別利用規約等」といいます。）が存在する場合、当該個別利用規約等に規定する内容は、本規約の一部を構成するものとします。

第 3 条（本規約の改定・変更）

1 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、メンバーの同意を得ることなく、本規約の内容の削除、変更又は追加等（以下「変更等」といいます。）を行うことができるものとします。

(1) 変更等の内容が本件教室の提供にかかる教室名、レッスンプラン名の変更又は誤字、脱字の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合

(2) 変更等の内容がメンバーの一般の利益に適合する場合

(3) 変更等の内容が本利用契約の目的に反せず、かつ、変更等の必要性、変更又は追加後の内容の相当性その他変更等に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 当社は、前項第 2 号及び第 3 号による変更又は追加の場合、本規約変更等の効力発生の相当期間前までに、本規約を変更等する旨、変更等後の本規約の内容及びその効力発生時期を当社がメンバーサイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により通知します。変更後の本規約の内容は、当社が相当期間を定めて 事前に通知する変更後の本規約の適用日において、効力を生じるものとします。なお、前項第 1 号による変更等の場

合、変更等後の本規約の内容をメンバーサイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により通知した時点で変更等後の本規約の効力が発生するものとします。

- 3 メンバーは、変更後の本規約に同意しない場合には、変更後の本規約の適用までに、本件教室の退会手続を行うものとします。
- 4 メンバーが本規約の変更後も本件教室の利用を継続する場合、当該メンバーは、変更後の規約に同意したものとみなされます。メンバーは、自己の責任において、随時、本規約の最新の内容を確認の上、本件教室を利用するものとします。

第4条（入会手続）

- 1 申込者は、本規約に同意し、当社所定の入会申込書（当社が指定する WEB フォームを含みます。）に必要事項をご記入のうえ、当社の定める方法に従い入会申込書を当社に提出することにより、本件教室への入会の申込をすることができます。かかる申込があった場合、当社は、別途当社の定める審査基準に従って審査し、当該申込を承諾する場合には、その旨の通知を行います。当該通知の到達時点で当社と申込者との間で、入会申込書に記載された内容による受講契約が成立するものとします。
- 2 受講契約の成立後、当社は、本件教室の利用にかかる入会后手続の履践及び書類の提出（以下「入会后手続等」といいます。）を求める場合があります。メンバーが、入会后手続等を入会后3ヶ月の期間内に実施しない場合、受講契約が解約となる場合がございますので、メンバーは予めこれを承諾するものとします。
- 3 未成年者が本件教室への入会を希望する場合には、法定代理人の同意が必要となります。別途当社が定める方法により法定代理人の同意にかかる書面（電磁的な方法を含む。）を提出のうえ、未成年者が本件教室への入会手続を完了した時点で、当社と当該未成年者である申込者との間における受講契約の締結について、法定代理人の同意があったものとみなします。
- 4 未成年者が、法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽り又は年齢について成年と偽って受講契約を締結した場合その他行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いた場合、受講契約に関する一切の法律行為を取り消すことができません。
- 5 本規約の同意時に未成年であったメンバーが成年に達した後に本件教室の利用を継続した場合、当該メンバーは受講契約に関する一切の法律行為を追認したものとみなされます。
- 6 受講契約成立後の、本件教室への受講の申込のキャンセルを行うことはできません。受講契約成立後、本件教室の利用を取りやめたい場合には、本規約の定めに従い退会の手続を行う必要がありますので、ご了承ください。

第5条（アカウント等の管理）

- 1 受講契約が成立した場合、当社はメンバーに対し、別途当社の指定した手続の完了後に、レッスンの予約その他の本件教室の利用にかかるメンバー向け機能の利用のためのアカウントを付与します。
- 2 メンバーは、自己の責任においてアカウントを管理・保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはなりません。当該アカウント等の利用にかかるログイン ID 又はパスワードその他当該アカウント等の利用につき当社が提示又は入力を求める情報又は文字列等（以下総称して「ログイン ID 等」といいます。）の一致を確認した場合、当該アカウント等を保有するものとして登録されたメンバーがメンバーサイトを利用したものとみなします。
- 3 アカウントの管理不十分又は第三者の使用等による損害の責任は、メンバーが負うものとし、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
- 4 メンバーは、アカウントが盗用され又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第6条（レッスンプラン）

- 1 メンバーは、入会申込時において、以下の各号のレッスンプランから選択して、本件教室のレッスンの受講形態を選択するものとします。

(1) 「オールフリー」プラン

ア 「オールフリー」プランとは、本件教室の提供するレッスンのうち、特定のコースを選択のうえ、選択されたコースに基づく月会費のお支払をいただくことにより、その種類を限定せず指定された回数受講できるレッスンプランとなります。レッスンプランとして「オールフリー」プランを選択した場合、毎月規定のレッスン受講権（以下「オールフリー受講権」といいます。）が付与されます。

イ 「オールフリー」プランでは、選択したコース内であればオールフリー受講権を使用して自由にクラス・レッスンを選択することができますが、選択したコース外のクラスにおけるレッスンを受講する場合には、受講差額のお支払が必要となる場合があります。メンバーサイトにおいて受講差額の発生するコース外のクラスの受講の予約を行う場合、メンバーサイトに表示された受講差額のお支払いに同意いただいたものとみなされます。

(2) 「レッスン固定制」プラン

ア 「レッスン固定制」プランとは、予め受講するクラスを選択のうえ、月会費の支払いにより、選択したレッスンの受講を行うことができるレッスンプランです。

イ 「レッスン固定制」プランにおいて、受講予定であったレッスンを受講することができなかった場合、その回数分、別のレッスンへの振替えを行うことができます（レッスン未受講にかかる振替えの権利を、以下「振替権」といいます。）。ただし、振替権は、振替権が発生した月の翌月末日までに使用しない場合、失効しますので、あらかじめご了承ください。

ウ 「選択したコース内であれば振替権を使用して自由にクラス・レッスン固定制」プランにおいても、補講予約その他により、「レッスン固定制」プランにより指定されたレッスン以外を選択することができます。ただし、この場合には、別途受講差額のお支払が必要となる場合があります。メンバーサイトにおいて受講差額の発生するプラン外コース外のクラスの受講の予約を行う場合、メンバーサイトに表示された受講差額のお支払いに同意いただいたものとみなされます。

(3) 「年４０回」プラン

ア 「年４０回」プランとは、予め受講するクラスを選択のうえ、月会費の支払いにより、年間４０回、選択したレッスンの受講を行うことができるレッスンプランです。

イ 「年４０回」プランは、受講するメンバーの年齢、レッスン実施可能教室の所在地、楽器等の種別等により当社が設定した条件により受講することが可能なメンバーのみ選択することができるものとします。

ウ 「年４０回」プランにおけるレッスンは、あらかじめ当社の設定した日時・場所・クラスからなる年間レッスンスケジュールに従って実施されます。

エ 「年４０回」プランにおいて、受講予定であったレッスンを受講することができなかった場合、その回数分、別のレッスンへの振替えを行うことができます（以下、「レッスン固定制プラン」と同様、「振替権」といいます。）。ただし、振替権は、振替権が発生した月の翌月末日までに使用しない場合、失効しますので、あらかじめご了承ください。

オ 「年４０回」プランにおいても、補講予約その他により、「年４０回」プランにより指定されたスケジュール内のレッスン以外のレッスンを選択することができます。

ただし、この場合には、別途受講差額のお支払が必要となる場合があります。メンバーサイトにおいて受講差額の発生するプラン外コース外のクラスの受講の予約を行う場合、メンバーサイトに表示された受講差額のお支払いに同意いただいたものとみなされます。

2 本件教室において提供されるレッスンは、本件教室のスタジオにおいて実施されるオフラインレッスンのほか、Web会議システムを利用したオンラインレッスンの方でも受講することができます。メンバーは、レッスンプランの選択において、オフラインレ

ッスンとオンラインレッスンを選択のうえ、申し込むものとします。オンラインレッスンを受講するメンバー（以下「オンラインメンバー」といいます。）は、レッスンの受講に必要な、電子機器、通信回線等設備を、自らの負担によりご準備いただきますので、ご了承ください。

3 第1項により選択されたレッスンプランの受講に加え、メンバーはメンバーサイトより追加のレッスン申込を行うことが可能です。追加のレッスン申込を行う場合、本件教室の提供するレッスンのうち、メンバーサイトにおいて、レッスンの受講にかかるチケット（以下「レッスンチケット」といいます。）を購入し、レッスンチケットを使用して消費することで該当のレッスンを受講することができます。ただし、追加レッスンについては、申込後の日程変更・キャンセルは行えず、また、講師都合の休講の場合を除き、受講の有無にかかわらずレッスンチケット代金その他の追加レッスンの受講料の返金はいりません。

4 本件教室によるレッスンの提供は、レッスンプランの選択にかかわらず、同一のインストラクターからの継続受講を保証するものではありません。受講をご希望のレッスンの時間帯又はインストラクターの予約状況により、ご希望のインストラクターによるレッスンを受講できない場合があることを予めご了承ください。

第7条（初回レッスン）

- 1 メンバーは、受講契約成立後、受講契約が成立した日の含まれる月の翌々月末までに、初回にレッスンを受講する日（以下「初回レッスン日」といい、初回レッスン日を含む月を「レッスン開始月」といいます。）を指定するものとします。
- 2 レッスン開始月の指定後は、レッスン開始月の変更はできません。

第8条（初期費用）

- 1 受講契約が成立した時点で、以下の各号にかかる初期費用が発生します。
 - (1) 入会金
 - (2) 「オールフリー」プラン又は「レッスン固定制」プランご選択時につき初月及び次月月会費
 - (3) EYS メソッド費用（※当社が運営するイベントへの出演及び、出演に必要な諸経費となり、入会申込時にイベント参加をお申しいただいた場合に発生します、費用については選択するイベントにより異なります。詳細はイベント専用サイトを参照ください。（<https://www.eysevent.info/>）
 - (4) 入会申込時に選択したキャンペーンの利用に関する費用
 - (5) その他入会申込時に事前に提示した入会に関する費用
- 2 初期費用の支払確認完了及び口座登録手完了については、当社から個別のご連絡は行いませんので、ご了承ください。

- 3 初期費用は、受講契約成立後、当社の責に帰すべき事由によりメンバーが本件教室を利用することができずに退会を行った場合を除き、レッスンの受講前に退会を行った場合であっても発生し、また、ご返金は致しかねますので、予めご了承ください。

第9条（月会費）

- 1 本件教室のレッスン受講には、月会費が発生します。受講のためには、月会費の引き落としにかかる別途当社の指定する方法による口座振替手続が必要となります。
- 2 口座振替手続においては、以下の各号の内容とさせていただきますので、予めご了承ください。
 - (1) 口座振替手続において、登録する口座名義は、個人名義に限らせていただきます。法人名義（個人事業用の取引口座を含みます。）でのご登録は受け付けかねます。
 - (2) 口座振替手続がご入会后3ヶ月以内に完了しない場合には、受講契約を解除させていただきます場合がございます。
- 3 月会費のお支払方法は、毎月の口座振替によるお引落としとなります。なお、開始日より12カ月間のお支払いに関しては、以下の各号からご選択いただけます。
 - (1) 口座振替による自動引き落とし
 - (2) ご入会時に12カ月分一括でのお支払い
- 4 口座振替によるお支払いは、毎月、当月分の月会費を前月27日に振替とさせていただきます。27日が金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日となります。年一括でのお支払を頂いた場合、レッスン開始月から13ヶ月目の月会費から自動的にお引き落としになります。年一括のお支払いにかかる期間が終了しても自動的に退会にはなりません。
- 5 提出頂いた口座振替依頼書に不備があり、金融機関から差し戻された場合その他何らかの事情により月会費の引落としが出来なかった場合は、コンビニ振込用紙もしくは次月度に繰り越した引落としにてご請求いたします。なお、その際は後納手数料として3,300円（税込）を頂戴いたします。
- 6 未予約、欠席、次月以降にレッスンを振替えたなどの事情により、当月においてレッスンの全部又は一部を受講しなかった場合であっても、月会費は通常通り発生いたします。また、お支払いいただいた月会費はご返金致しかねます。
- 7 月会費を3ヶ月以上、若しくは当社の定める基準を超える金額をお支払いいただけなかった場合は、レッスンの受講停止措置を行う場合がございます。また、期日までにお支払いがない場合、受講契約を解除させていただく場合がございます。

8 本件音楽教室における月会費その他の利用料のお支払いにつき、メンバーサイト上の利用明細の記載をもって、領収書の発行に代えるものとし、メンバーはこれに同意するものとし、

第10条（レッスンの予約、出席、欠席等について）

- 1 メンバーは、レッスンの受講を希望する場合、メンバーサイトを利用してレッスンプランに従って又はレッスンチケットを消費して個別のレッスンの予約を行うものとします。
- 2 レッソンの予約後、欠席又は遅刻が見込まれる場合には、事前にメンバーサポート窓口又はメンバーサイト内の報告機能を利用してお知らせください。
- 3 前項にかかる事前連絡のない、レッスンの時間枠が60分の場合は30分以上、レッスンの時間枠が30分の場合は15分以上の遅刻は、欠席扱いとなります。
- 4 「オールフリー」プランをご利用の場合、レッスン予約後、レッスン日の前日22時までであれば、レッスンの予約を取消することができます。取消の場合、オールフリー受講権は消費されません。レッスン日の前日22時以降又は当日でのレッスンの予約の取消はできず、欠席扱いとなります。
- 5 レッスン予約後の欠席の場合、オールフリー受講権、レッスンチケットは一レッスン分消費されます。「レッスン固定制」プランをご利用の場合、変更等を行わない元のレッスン日であれば、事前のご連絡のない欠席であっても振替権を取得することができますが、振替権を使用して予約したレッスンを欠席した場合、一レッスン分の振替権が消費されます。
- 6 レッスン予約後、当社又はインストラクター都合で該当のレッスンが開催されなかった場合につき、オールフリー受講権、レッスンチケットは消費されず、また、レッスン固定制プランの場合、振替権を取得することができます。しかしながら、返金には応じられませんので、ご了承ください。

第11条（受講契約等の変更）

- 1 レッスンプランその他の受講契約の内容の変更をご希望の場合には、メンバーサイトより変更の手続を行うことができます。メンバーサポートにて変更対応を承る場合には、別途変更手数料をご負担頂きます。メンバーサポート窓口にご連絡ください。ただし、入会時にご選択いただいたキャンペーンの種別又はコースによっては、変更ができかねる場合がありますので、ご了承ください。
- 2 変更の反映は、原則として変更のご連絡があった月の翌々月からとなります。
- 3 以下の変更の場合には、当社所定の変更手数料が発生します。

- (1) 第6条第1項記載の各レッスンプランから、他のレッスンプランへの変更
- (2) 入会時に選択したキャンペーンの変更（キャンペーンの種別によっては、変更が行えない場合があります。）
- (3) 選択したコースの変更
- (4) レッスン開始月におけるレッスン回数の変更・次月以降の月のレッスン回数の変更
- (5) レッスン固定制プランにおける選択したクラスの変更
- (6) 年40回プランにおける選択したスケジュールの変更。ただし、変更後のスケジュールは、あらかじめ当社が設定した日時・場所・クラスからなるスケジュール候補日程の中から選択するものとします。
- (7) オールフリープランにおける料金プランの変更（平日割の適応など）
- (8) 所属クラスの変更

第12条（受講権等の使用可能期間）

- 1 オールフリー受講権、レッスンチケット、振替権（以下総称して「受講権等」といいます。）には、それぞれ以下の各号に定める期間内においてのみ、使用することができます（以下「使用可能期間」といいます。）。それぞれの受講権等の使用可能期間経過後は、当該受講権は失効し、使用することはできませんので予めご了承ください。

- (1) オールフリー受講権

付与月の初日から6ヶ月以内

- (2) レッスンチケット

付与月の初日から6ヶ月以内

- (3) メンバー都合の欠席により取得した振替権

レッスンの未受講により振替えが可能となった月の翌月末日まで

- (4) インストラクター又は当社都合の欠席により取得した振替権

レッスンの未受講により振替えが可能となった月の6か月後末日まで

- 2 使用可能期間の経過により受講権が失効した場合であっても、ご返金は致しかねますので、予めご了承ください。

第13条（逸失物の取り扱い）

- 1 当社は、スタジオにおいて、落し物その他の所有者不明の物品（以下「逸失物」という。）を確認した場合、これを当該スタジオ又は当社本社管理部において取得日から3ヶ月間（以下「保管期間」といいます。）の間、自己物に対する注意義務と同等の義務により、保管するものとします。

2 保管期間を経過した後、当社は、逸失物を当社の裁量に従い処分できるものとし、メンバーは、予めこれを承諾するものとします。

第14条（休会）

- 1 メンバーは、本件教室の休会を希望する場合、受講スタジオに設置されている休会届に必要な事項を記載のうえ、受講スタジオに設置されている返送用封筒にてご返送いただきます。休会届出の受付は、レッスンを開始した月以降可能となり、当該休会届出の消印日を含む月の翌々月から休会となります。一部カラオケ店舗等、レンタルスペースでの教室については休会届け及び返送用封筒の設置がございませんので、ご希望時には別途当社の指定するメンバーサポート窓口にご連絡ください。なお、ご連絡のみでの休会のお手続き対応は行っておりませんので、ご了承ください。
- 2 オンラインメンバーによる休会の手続きは、別途当社の指定するメンバーサポート窓口にご連絡をお願いします。
- 3 休会中であっても、受講権等の使用可能期間は進行します。休会中に使用可能期間を経過した場合についても、受講権等は失効することになりますので、予めご了承ください。
- 4 休会期間中はレッスンを受講することはできません。また、休会中の月会費は、550円（税込）となります。
- 5 レッスンの再開を希望される場合は、再開ご希望の旨をメンバーサポート窓口までご連絡ください。当該ご連絡のあった日を含む月の翌々月から、レッスンの受講を再開することができます。
- 6 休会時点において前払いされた月会費があった場合につき、休会からの受講再開後、休会していた期間と同期間を、選択したレッスンプランと同内容のレッスン体制により、1ヶ月あたり月550円（税込）でレッスンを受講することができます。しかしながら、休会期間中にかかる前払いされた月会費の返金には応じかねますので、ご了承下さい。

第15条（退会）

- 1 メンバーは、本件教室の退会（受講契約の解約）を希望する場合、受講スタジオに設置されている退会届に必要な事項を記載のうえ、受講スタジオに設置されている返送用封筒にてご返送いただきます。退会届出の受付は、レッスンを開始した月以降可能となり、当該退会届出の消印日を含む月の翌月末日をもって退会（受講契約の終了）となります。一部カラオケ店舗等、レンタルスペースでの教室については退会届け及び返送用封筒の設置がございませんので、ご希望時には別途当社の指定するメンバーサポート窓口

にご連絡ください。なお、ご連絡のみでの退会のお手続き対応は行っておりませんので、ご了承ください。

また、レッスンは長期間にわたり未受講でも退会扱いとなりませんのでご注意ください。

- 2 オンラインメンバーによる退会の手続きは、別途当社の指定するメンバーサポート窓口にご連絡をお願いします。
- 3 退会時点で未使用の受講権等があった場合でも、退会と同時に失効し、失効したオールフリー受講権、レッスンチケット、振替権に対する払い戻しは行いませんので、予めご了承ください。
- 4 退会時点において、前払いされた月会費があった場合につき、以下の算定により、支払い済み月会費から退会にかかる事務手数料を控除のうえ、退会日の属する月の翌月末日に返金を行います。ただし、ご入会時に利用されたキャンペーンの内容により、返金が行われない場合がありますので、キャンペーンを利用してのご入会の場合、退会時の返金状況をご確認ください。

『返金額』

＝『受領済み月会費』－『経過月会費』－『別途当社の定める事務手数料』

- 5 退会後に再入会をご希望される場合、メンバーサポートにご連絡をください。ただし、再入会の場合、所定の入会費、初期費用が発生いたします。また、再入会の場合であっても、退会前に残っていた受講権利等は引き継がれません。

第16条（禁止行為）

- 1 メンバーは、本件教室の利用にあたり、自ら又は第三者をして、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならず、また、以下の各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にしてはなりません。
 - (1) 当社、インストラクター又は他のメンバーその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
 - (2) 当社、インストラクター又は他のメンバーその他の第三者に対する誹謗中傷行為
 - (3) 当社、インストラクター又は他のメンバーその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (4) 前三号のほか、当社、インストラクター又は他のメンバーその他の第三者に対する迷惑行為、嫌がらせ行為等、第三者に精神的被害・経済的被害を与える可能性のある行為

- (5) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪予告、犯罪の指南その他犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
- (7) 他のメンバー、インストラクター、メンバーサイト内において、以下に該当し又は該当すると当社が判断した情報を送信又は投稿する行為

ア 自殺、自傷行為を誘引、勧誘若しくは助長する表現、わいせつな表現

イ 薬物・危険ドラッグの売買に関する情報若しくはこれらの不適切な利用を助長する表現

ウ チェーンメール、無限連鎖講、リードメールその他の違法な勧誘、宣伝等エ 残虐な表現、性的な表現その他、他人に不快感を与えるおそれのある情報オ 上記に類する情報その他当社が不適切と判断する情報

- (8) メンバーサイトを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為
- (9) メンバーサイトのシステムに権限なく不正にアクセスする行為又は当該システム上の情報を不正に書き換え若しくは消去する行為
- (10) 故意に虚偽のデータ等を公開し又は投稿する行為
- (11) 他のメンバー、インストラクターの情報の収集を目的とする行為
- (12) 当社、インストラクター又は他のメンバーその他の第三者に成りすます行為
- (13) 他のメンバーのアカウントを利用してメンバーサイトを利用する行為
- (14) 当社が事前に許諾しない本件教室における宣伝、広告、勧誘、又は営業行為。なお、以下の行為は禁止行為の例示であって、これに限られないものとする。

ア CD、DVD、書籍、楽器、楽譜などの販売行為

イ 宗教・マルチレベルマーケティング（マルチ商法）などの勧誘行為ウ 他バンド、他音楽組織への誘導行為

- (15) 反社会的勢力等への利益供与行為及びこれにつながる可能性のある行為
- (16) 面識のない異性との出会いを目的とした行為
- (17) ステルスマーケティングを目的とする一切の行為
- (18) その他、当社が不適切と判断する行為

2 当社は、メンバーが前項各号に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合その他当社が必要と認める場合には、メンバーに対し、違反行為の中止を求めることがあり、メンバーは、直ちに当該求めに応じるものとします。

第17条（規約違反の場合の措置等）

- 1 当社は、メンバーが次の各号の一に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量により、何らの通知も行わず、本件教室の利用の一時停止若しくは制限、受講契約の解除等の措置（以下「利用停止等」といいます。）を講じることができるものとします。
 - (1) 入会手続等を当社が指定する時期までに履践しない場合
 - (2) 月会費その他受講契約に基づく支払を3ヶ月以上怠った場合
 - (3) 本規約のいずれかの条項に違反し、又は違反したとの通報を受けた場合
 - (4) 当社に提供された情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合
 - (5) メンバーが支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (6) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して30日間以上応答がない場合
 - (7) 反社会的勢力等であるか、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている場合
 - (8) その他前各号に類する事由がある場合
- 2 メンバーは、本件教室の利用停止、受講契約の解除等の後も、当社及び第三者に対する受講契約上の一切の義務及び債務を免れるものではありません。
- 3 本条の措置に基づき受講契約が解除された場合、当社は受領済みの初期費用、月会費を返金せず、かつ、受講権等は解除の時点で失効し、その払い戻しも行われたいものとします。
- 4 当社は、本条に基づき当社が行った措置によりメンバーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第18条（不可抗力）

当社及びメンバーが、以下各号に定める事情に起因して本規約上の義務の履行を遅滞し又は履行不能となったときは、その責を負わないものとします。

- (1) 自然災害、火災及び爆発
- (2) 伝染病
- (3) 戦争及び内乱
- (4) 革命及び国家の分裂
- (5) 公権力による命令処分

- (6) 暴動
- (7) ストライキ、ロックアウト
- (8) システム障害、通信障害、システム等のメンテナンス、停電
- (9) その他前各号に準ずる事態

第19条（権利の帰属）

- 1 本件教室の運営において当社が提供するメンバーサイト内のコンテンツ、レッスンにより提供される教材等（以下総称して「当社コンテンツ」といいます。）に関する一切の知的財産権は、当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属し、本規約に基づく本件教室のいかなる使用許諾も、当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
- 2 レッスン又は当社の主催するイベントの過程で撮影された音源・ライブ映像等の知的財産権は、当社に帰属します。当社が当該音源・ライブ映像等をメンバーに配布した場合であっても、メンバーは本件教室の利用に必要な範囲でのみ当該音源・ライブ映像等を使用できるものとし、本件教室の利用と無関係な公開、販売、加工、編集等を行うことはできないものとします。
- 3 メンバーは、当社の許諾を得ることなく、当社コンテンツの翻案、編集及び改変等を行い、これを第三者に使用させ又は公開することはできず、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。）をしてはなりません。

第20条（損害賠償）

当社は、本件教室の提供上、当社の責に帰すべき事由によりメンバーに損害が生じた場合、当社は、賠償事由の発生時点から遡って6ヶ月の間に現実に受領した月会費又はレッスンチケット代金を限度として、これを賠償するものとします。ただし、当社に故意又は重過失がある場合を除きます。

第21条（秘密保持）

- 1 メンバーは、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、本件教室の利用に関連して当社が秘密である旨指定して開示した非公知の情報を秘密に取り扱うものとします。

- 2 メンバーは、当社から求められた場合はいつでも、当社の指示に従い、遅滞なく、前項の情報及び当該情報を記載又は記録した書面その他の記録媒体物並びにその全ての複製物等を返却又は廃棄しなければなりません。

第22条（反社会的勢力の排除等）

- 1 当社及びメンバーは、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証するものとします。
- (1) 自ら及びその役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (2) 自己又は第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる関係を有していないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約及び個別契約を締結するものでないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為をしないこと
- 2 当社及びメンバーは、相手方が前項の確約に違反した場合、何らの通知又は催告をすることなく、本利用契約を解除することができるものとします。
- 3 当社及びメンバーは、前項の規定により本利用契約の全部又は一部を解除したことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを一切賠償することを要しないものとします。また、本条に違反した当事者は、当該違反に起因する一切の損害を賠償しなければならないものとします。

第23条（本件教室の運営に関する変更・中断・終了等）

- 1 当社は、メンバーに事前に通知することなく、本件教室で提供されるレッスンの種別の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。
- 2 当社は、事前に、その他当社が適当と判断する方法でメンバーに通知することにより、当社の裁量で、本件教室の運営を終了することができるものとします。ただし、緊急の場合はメンバーへの通知を行わない場合があります。

3 当社は、以下各号の事由が生じた場合には、メンバーに事前に通知することなく、本件教室の運営の一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。

- (1) メンバーサイト用の通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
- (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でメンバーサイトのシステムに負荷が集中した場合
- (3) メンバーの安全・セキュリティを確保する必要が生じた場合
- (4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
- (5) 天災等の不可抗力により本件教室の運営が困難な場合
- (6) 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本件教室の運営が困難な場合
- (7) 法令又はこれらに基づく措置により本件教室の運営が不能となった場合
- (8) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合

4 当社は、本条に基づき当社が行った措置によりメンバーに生じた損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負いません。

第24条（権利義務の譲渡）

- 1 メンバーは、当社の書面による事前の承諾がある場合を除き、本利用契約に基づくメンバーの権利若しくは義務、又は本利用契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできません。
- 2 当社が、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡し、又は当社が消滅会社若しくは分割会社となる合併若しくは会社分割等により本サービスにかかる事業を包括承継させたときは、当社は、当該事業譲渡等に伴い、本利用契約上の地位、権利及び義務並びに登録情報その他のメンバーに関する情報を当該事業譲渡等の譲受人又は承継人に譲渡することができるものとし、メンバーは、あらかじめこれに同意するものとします。

第25条（準拠法及び合意管轄）

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2020 年 07 月 27 日	制定
2020 年 11 月 19 日	修正
2020 年 11 月 30 日	修正

2021 年 1 月 4 日 修正

2021 年 2 月 15 日 修正

2021 年 4 月 15 日 修正

2021 年 6 月 1 日 修正

2021 年 9 月 1 日 修正

2023 年 3 月 16 日 修正

2023 年 10 月 13 日 修正

2025 年 1 月 24 日 修正

楽器プレゼントキャンペーン規約

2nd-Community 株式会社の音楽教室へのご入会に際して、楽器のプレゼントのキャンペーン（以下「楽器プレゼントキャンペーン」といいます。）をご利用いただく場合、以下の規約内容（以下「本規約」といいます。）にご同意いただきたくお願いいたします。

【プレゼント条件】

- ① 楽器プレゼントキャンペーンのご利用には、当社が提供するプラン及びコース※¹のうち、楽器プレゼントキャンペーンの対象として指定されたプラン※²及びコースからご選択のうえ、同一の指定プラン及び同一のコースに1年以上のご在籍をいただくことが条件となります。
 - ② 楽器プレゼントキャンペーンのご利用には、
 - 1年間分の月額会費をご一括にてお支払いいただくこと
 - 月額会費を各月払いにてお支払いいただく場合には、別途保証金及び管理料をお支払いいただくことのいずれかが必要となります。
 - ③ 楽器プレゼントキャンペーンをご利用の場合、1年分の月額会費一括、又は月額会費、保証金及び管理料を、入会時に指定された支払方法によりお支払いをいただく必要がございます。
- ※1 コースとは、特定の楽器、ボーカルその他の種別、参加対象となる会員の属性、開催日程、スタジオ等によって区別されるカリキュラムをいいます。
- ※2 楽器プレゼントキャンペーンの対象となるプランは、以下のいずれかとなります。
- 「オールフリー」プラン
 - 「レッスン固定制」プラン

【プラン・コースの変更】

楽器プレゼントキャンペーンのご利用によりご入会された場合、プレゼントの対象となる楽器がご到着するまでの間であれば、別途の変更手数料をお支払いいただくことで、プレゼントの対象となる楽器、ご利用されるプラン・コースのご変更が可能です。

プレゼントの対象となる楽器がご到着した後は、ご入会から1年間、ご指定いただいたプラン・コースの変更を行うことはできません。

【保証金のご返金】

保証金は、受講を開始された日から1年を経過した日を含む月の末日にてご返金となります。ただし、管理料はご返金の対象とはなりません。

なお、ご入会から1年間に相当する期間の月額会費について未払いがある場合、当該月額会費の未払い分のご入金を確認されるまで、保証金のご返金を留保させていただきますので、ご了承下さい。加えて、ご入会から1年間に相当する期間の月額会費についての滞納により当社から受講契約を解除させていただいた場合は、契約解除後に未払い分をお支払いいただいても、保証金のご返金は致しかねます。

【休会について】

楽器プレゼントキャンペーンのご利用によりご入会された場合であって、ご入会されて1年未満の期間に休会された場合については、休会期間中も月額会費のご負担をいただきます。ただし、休会終了後にレッスン受講を再開される場合、休会期間と同期間を休会費用（月額500円（税別））により受講することができます。

【退会について】

- 楽器プレゼントキャンペーンのご利用によりご入会された場合、ご入会より1年間は退会を行うことはできませんので、ご了承をお願いいたします。ご入会より1年未満の間に退会のお申し出を頂いた場合であっても、入会より1年間の間の月額会費のご請求は継続されます。
- 楽器プレゼントキャンペーンのご利用によりご入会された場合であっても、ご入会時にご選択されたコースが当社事情により廃止された場合については退会を行うことができます。この場合、以下の内容によりご返金を行います。
 - (1) 月額会費を1年分ご一括でお支払いいただいていた場合最終の経過月からご入会から1年間までの期間の月額会費に相当する金額をご返金いたします。
 - (2) 月額会費を毎月払いでお支払いいただいている場合保証金をご返金いたします。ただし、ご入会から経過月までの期間に月額会費の未払いがある場合、当該月額会費の未払いに対するご入金が確認されるまで、保証金のご返金を留保させていただきます。

ご入会から1年間に相当する期間の月額会費について3ヶ月以上お支払いいただけなかった場合は、ご入会から1年未満の間でも、受講契約を解除させていただく場合がございます。なお、その場合でも、ご入会から1年間の間の月額会費はお支払義務は存続しますので、ご了承下さい。

【プレゼント楽器サイズアップ】

- ① プレゼント楽器のうち、分数ヴァイオリン及び分数チェロは、規定の検品調整費用を支払うことで、大きいサイズに交換をすることができます。
- ② 検品調整費用の支払は、サイズアップ後楽器発送月の翌月末の月会費支払と合算請求となります。
- ③ サイズアップは、以下に該当する会員が対象となります。
 - (1) プレゼント楽器の分数ヴァイオリンを所持している本人であること

- (2) プレゼント楽器の分数チェロを所持している本人であること
- ④ 前項にかかわらず、以下に該当する会員はサイズアップを行うことができません。
- (1) 休会中の会員
 - (2) 既に退会した会員
 - (3) 月会費の請求がなく、検品調整費用の支払いが月会費と合算できない会員
 - (4) 月会費の滞納がある会員
 - (5) 分数楽器を所持している会員本人以外
- ⑤ サイズアップ後の楽器は、検品調整のされた良品楽器を提供致しますが、必ずしも新品とは限りませんので、ご了承ください。
- ⑥ 楽器の保証期間及び保証内容は保証書に記載の保証規定に準じます。
- ⑦ サイズアップのために従前ご利用のプレゼント楽器をご返却頂いた際に、楽器本体又は付属品に破損が確認された場合、状態に応じた修理料金が発生致しますので、ご了承ください。

個別指導型 GL キャンペーン規約

【プラン・コースの変更】

個別指導型 GL キャンペーンのご利用によりご入会された場合、ご入会から1年間、ご指定いただいたプラン・コースの変更を行うことはできません。

事前にご了承いただけますようお願いいたします。

オールフリープラン割引に関する規約

2023 年 5 月 1 日以降に、「レッスン回数が月 2 回以上のオールフリープラン」にてご入会頂いた会員様には、月会費の割引がございます。

月 2 回以上のオールフリープランをご選択しご入会いただいた場合、月会費は同コースの固定プラン月会費より 1,500 円安い月会費となります。

※ただし、EYS-Kids ブランドに関しては、上記割引の対象外となります。

本割引にて年一括払いでご入会いただき、1 年以内に月会費のより高いプランに変更頂く場合は、入会から 1 年の間で発生する差額のお支払いをもって、プランの変更が可能となります。

本割引にてご入会いただき、オールフリープランから固定プランに変更した場合、変更後は固定プランの月会費が適用となります。

本割引にてご入会いただき、オールフリープランから、月のレッスン回数が異なるオールフリープランにクラス変更した場合、変更後は同コースの固定プランより 1,500 円安い月会費となります。

事前にご了承いただけますようお願いいたします。